

## Q & A

(平成23年度 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請)

Q - 1 市外業者は、使用印鑑届を提出しなくてよいのか。

A - 1 市外業者の方は、提出不要です。

Q - 2 申請書類に押印する印鑑は実印でよいのか。

A - 2 本店の実印を押印してください。

Q - 3 入力票に記入する営業所は、どのようなものか。

A - 3 本店から入札・契約等の権限を委任された営業所を記入してください。特に委任する営業所がない場合は、空欄のままで提出してください。

また、営業所へ権限を委任する場合は、本店から営業所への委任状を任意の様式で作成して添付してください。

Q - 4 年間委任状の様式を、本店から営業所への委任状として使用してよいのか。

A - 4 当市の年間委任状は、市内業者で代表者が入札(見積)に関する権限を代理人へ委任する場合にのみ使用している様式です。よって、それ以外の用途では使用できません。本店が入札・契約等の権限を営業所に委任する場合は、任意の様式で作成してください。

Q - 5 市外業者は、年間委任状を提出しなくてよいのか。

A - 5 市外業者の方は、提出不要です。

Q - 6 証明書類(登記簿謄本、納税証明書等)については、写しでよいのか。

A - 6 鮮明なものであれば、写しで結構です。ただし、証明日が申請時以前3か月以内のものに限られます。ただし、市税の納税証明書(証明願)は、原本となります。

Q - 7 (建設工事)申請書の総職員数及び営業年数は、経営事項審査結果通知書(総合評定値通知書)と同じ数字を記入すればよいのか。

A - 7 同じ数字を記入してください。

Q - 8 (建設工事)八戸市の工事経歴書の様式では、税込み金額を記入となっているが、経営事項審査申請時の工事経歴書の写しは税抜きである。税込みの金額に作り直さなければならないのか。

A - 8 税抜きのままで結構です。

市内業者の場合は、経営事項審査申請時の写しを提出となっていますので、わざわざ市の様式で作り直す必要はありません。

市外業者についても、同様の内容であれば任意の様式で結構です。